

地歴・公民科 資料 No. 68

もくじ

巻頭	一歩進んだ陵墓の公開とこれから／石山 久男…… 1
報告	貧困問題から社会のありようと教育について考える ～2008年10月11日、都内で高校教員向けに行 われた講演から～／湯浅 誠…………… 7
トピックス1	「川崎・富川 ^{フチョン} 高校生フォーラム〈ハナ〉」に参加しま せんか／風巻 浩…………… 11
トピックス2	朝鮮人民衆と共に歩んだ日本人－布施辰治・上甲米 太郎の一生から－／樋口 雄…………… 13
図書紹介	…………… 16

巻頭

一歩進んだ陵墓の公開とこれから

石山 久男

(008) 高校日本史A新訂版

(013) 高校日本史B新訂版 執筆者

はじめに

2008年2月22日、奈良市にある五社神（ごさし）古墳（宮内庁は神功皇后陵と指定）に考古学・歴史学研究者の立入り観察が行われ、テレビ・新聞などで大きく報道された。また、同年11月29日・30日には、堺市にある百舌鳥御廟山古墳（宮内庁は百舌鳥陵墓参考地と指定）が一般市民にも公開され、6000人あまりの市民が柵内に立ち入って見学した。

このようなことがいままぜ大きく報道されるのか、ここにいたるまでにどんな経過があったのかについて紹介したい。

1. 陵墓問題とは何か

宮内庁は、天皇、皇后、皇太后などの墓を「陵」、その他の皇族の墓を「墓」とよんでいる。このほか、に被葬者が特定できないが皇族の墓である可能性が

あると宮内庁が認定した墓を「陵墓参考地」として指定している。現在それらをあわせると約900箇所近くにおよぶ。陵墓はおおむね幕末から明治初年にかけて指定されている。そのため、その後の学問研究によって宮内庁指定の被葬者が正しいかどうか疑わしいもののがかなりあるが、それによって指定が変更されたことはない。外池昇氏の調査によれば、宮内省（当時）が1935年から44年にかけて臨時陵墓調査委員会をもうけて陵墓指定の見直しをすすめていたという。また、戦後の1949年に作成された「陵墓参考地一覧」には、指定の正確度の分類が掲載されており、48箇所中15箇所は「陵墓の関係を認めることが適当ではないもの」に分類されている。また、陵墓参考地のなかに、すでに「陵」が別に指定されている天皇の墓の可能性もあるものも含まれているという（「読売新聞」2005.5.8）。

被葬者の特定の問題だけでなく、陵墓・陵墓参考地の多くが古墳であるため、古代史研究の上ではと

りわけ、陵墓・陵墓参考地の学術調査の必要性は高い。しかも陵墓・陵墓参考地は、中世では城郭として、近世においては水利・山林など生産と生活の資源として利用されたり、近代では天皇制との関係が問われるなど、全時代にわたって研究のための貴重な資料となりうるものである。しかし宮内庁は、陵墓・陵墓参考地はあくまでも皇族の墓所であり、皇族の霊の静安と尊厳を守らなければならないとして、一切の学問的調査とそのための立入りを拒否してきた。

そこで考古学・歴史学研究者の間から、陵墓の公開・立入り・調査を求める運動がおこったのである。

2. 陵墓公開運動のはじまり

陵墓公開運動が本格的にはじまるのは1970年代に入ってからといってよいだろう。70年代のはじめから、文化財保存全国協議会や日本考古学協会などが、陵墓古墳の保存と公開を求める声明、決議を相次いで発表し、国会でもとりあげられるようになった。ここでいう保存とは、陵墓が文化財であることにかんがみ、改修工事などによる原形の変更・破壊をしないよう求めたものである。そうしたなかで、1976年から関係学協会と宮内庁や文化庁との交渉がもたれるようになり、1979年2月1日、宮内庁の内規として「古代高塚式陵墓の見学の取扱方針について」が決裁され成立した。

この内規の要点は次の通りである。

1. 考古学等史学の専門研究者を対象とし、古代高塚式陵墓・陵墓参考地の外周部の立入り見学を許可できる。
2. 立入り許可対象者は大学・短大・高専の教員、都道府県・指定都市教育委員会職員、研究機関・研究団体が行う史学研究従事者、その他書陵部長が適当と認める者。
3. 日時・人員・区域その他実施方法は書陵部長が定める。

この内規にもとづく最初の陵墓公開が、1979年10月26日、西浦白髪山古墳（清寧陵）で行われた。内規でも規定されているように、外周部に限られ、人員も限定され、また実際は改修工事にともなう事前調査のさいの見学に限られたことから、この公開は「限定公開」とよばれるようになった。また、1981年からは、改修工事の全体計画の説明、限定公開の具体的実施方法、改修工事の方法、そのほか

の学協会側からの要望について宮内庁側と交渉する「懇談」がもたれるようになった。これらのとりくみは、限定公開開始時には12学協会、現在は16学協会が共同して行い、宮内庁との窓口は日本考古学協会が担当してきた（表参照）。

3. 限定公開25年をむかえて

こうしてその後も、ほぼ毎年1箇所限定公開が続いてきた。また、古墳を文化財として保護する観点からの改修工事の方法などについての要望も、ある程度受け入れられてきた部分もある。しかし、その反面、本来学協会が求めてきたものについては、この間ほとんど前進がないのではないかという反省も生まれるようになってきた。

そうしたなかで、限定公開25年にあたる2004年、兵庫県篠山市にある雲部車塚古墳（陵墓参考地）の限定公開が行われるのに先立って、その前日夜に参加学協会代表による連絡調整会議が行われた。ここでは今後の方向として、毎年7月の一回だけの懇談・意見交換だけでなく、問題をより系統的に追究していく体制を考えていく必要があること、そのなかで、今後の陵墓公開のありかたについて検討を深め、具体的提言をしていく必要があること、文化庁や地方自治体との交渉も並行して行うこと、こうしたとりくみや研究会などをいっそう市民に開かれた形ですすめていくこと、などが議論された。

この話し合いにもとづき、翌2005年7月8日、例年の宮内庁との懇談の折り、15学協会が「陵墓の立ち入りについて（お願い）」と題する要望書を宮内庁に提出した。重要な文書なので、内容の主要な部分を抜粋して紹介すれば以下の通りである。

「別紙の11陵墓につきまして、次の観点から立ち入り調査をさせていただきたく要望いたします。

- 一、教科書に掲載されている陵墓について、実際に内容を確認するため
- 二、近年、陵墓課により表面調査が行われた陵墓について、その成果をご教授いただきたくため
- 三、城郭研究など、近年の著しく研究が進んだ分野の視点にもとづいた遺跡の観察を行うため（立ち入り要望陵墓・陵墓参考地一覧）

1. 誉田山古墳
2. 大仙古墳
3. 百舌鳥陵山古墳
4. 箸墓古墳
5. 五社神古墳
6. 西殿塚古墳
7. 佐紀陵山古墳
8. 河内大塚山古墳

「陵墓」保全整備工事ともなう「限定公開」の経過表

1979年	第1回	10.26.	白髪山古墳(清寧陵)○
1980	第2回	9.17.	田出井山古墳(反正陵)○
1981	第3回	10.23.	軽里前之山古墳(白鳥陵)○
1982	第4回	9.11.	雨 誉田御廟山古墳(応神陵)○
1983	第5回	9.8.	淡輪ミサンザイ古墳(宇度墓)○
1984	第6回	9.8.	野中ボケ山古墳(仁賢陵)○
1985	第7回	10.4.	佐紀陵山古墳(日葉酢媛陵)○
1986	第8回	5.19.	太田茶白山古墳(継体陵)○
	第9回	10.23.	河内大塚山古墳(大塚陵墓参考地)○
1987	非公式	9.29.	春日向山古墳(用明陵)△
1988			
1989	第10回	1.26.	雨 鳥屋ミサンザイ古墳(宣化陵)○
	非公式	11.29.	春日向山古墳(用明陵)△
1990	非公式	8.9.	小田中親王塚古墳(大入杵墓)△
	第11回	12.26.	佐紀陵山古墳(日葉酢媛陵)●
1991	非公式	11.22.	山田高塚古墳(推古陵)△
	第12回	11.27.	野中ボケ山古墳(仁賢陵)●
1992	第13回	9.14.	見瀬丸山古墳(畝傍陵墓参考地)■
	第14回	12.3.	高屋築山古墳(安閑陵)●
1993	第15回	12.1.	雨 渋谷向山古墳(景行陵)●
1994	第16回	12.2.	ヒシヤゲ古墳(磐之媛陵)●
1995	第17回	11.25.	佐紀石塚山古墳(成務陵)●▲
1996	非公式	10.24.	高田築山古墳(磐園陵墓参考地)○
	第18回	11.22.	岡ミサンザイ古墳(仲哀陵)●
1997	第19回	11.27.	平田梅山古墳(欽明陵)●
1998	第20回	10.7.	雨 宝来城跡(安康陵)城館跡
1999	第21回	11.26.	高田築山古墳(磐園陵墓参考地)●
2000	第22回	10.20	雨 吉田王塚古墳(玉津陵墓参考地)●○
2001	第23回	11.23.	軽里前之山古墳(白鳥陵)●
2002	非公式	11.14.	叡福寺北古墳(聖徳太子墓)●結界石
	第24回	11.22.	太田茶白山古墳(継体陵)●
2003	第25回	12.5.	五社神古墳(神功陵)●-?▲○
2004	非公式	9.10.	田中黄金塚古墳(黄金塚陵墓参考地)●▲
	第26回	11.12.	雲部車塚古墳(雲部陵墓参考地)●○
2005	第27回	12.2.	北花内大塚古墳(伝飯豊天皇陵)●○
2006	この年度は保全整備工事ともなう「限定公開」はなし		
2007	同 上		
2008	第28回	11.28.	百舌鳥御廟山古墳(百舌鳥陵墓参考地)●

限定公開の内容 ○外堤部または周堀 △周辺部 ■内部主体
●墳丘裾 ▲付帯部
16学協会編『百舌鳥御廟山古墳検討資料』より

9. 山田高塚古墳

10. 多聞城(佐保山南陵・佐保山東陵)

11. 伏見城(伏見桃山陵・伏見桃山東陵)

これについて、その場での回答はなかったが、これが次の宮内庁の新方針につながっていった。その後、陵墓の改修工事が行われなかったため、2006・07年度は従来の限定公開が実施できないことが判明したことも、新たな陵墓立入りの枠組みをつくる必要性をいっそう高めることになった。

4. 宮内庁の新方針と立入り観察の実現

宮内庁は、2007年1月1日を期して、1979年の内規を廃止し、新しい「陵墓の立入りの取扱方針について」を制定実施した。79年内規から変更または追加された箇所の要点は次の通りである。

1. 立入りを許可する範囲は、古代高塚式陵墓は外周部から墳丘最下段上面テラス巡回路まで、その他の陵墓は外構囲障までとする。
2. 立入り許可対象者は考古学など歴史学、または動物学、植物学専攻者とする。
3. 立入りは書陵部職員立会いの下に行う。
4. 当分の間、立入り許可は年間数件、1件あたり16名以内とする。

この新方針の成果と問題点としては、次の点などをあげることができる。

- ①従来は改修工事ともなう事前調査のさいの見学に限られていたが、新方針によって、改修工事とは関係なく、立入り見学が可能になった。
- ②立入りできる陵墓の範囲が古代高塚式陵墓以外にも拡大された。
- ③立入り範囲が墳丘最下段上面テラスまで拡大された。
- ④立入りできる研究者が考古学・歴史学以外にも拡大された。
- ⑤しかし、墳丘上部への立入りは認められていない。
- ⑥あくまでも見学、観察に限られ、調査行為は認められていない。
- ⑦人数が限定公開の場合の3分の1に限定されている。
- ⑧年間件数も限定されており、そのため、16学協会が立入り希望した11箇所のうち2007年度には1箇所しか認められなかった。
- ⑨文化財保護法にもとづく史跡指定は依然として認めていない。

このようにいろいろな不満が残るが、16学協会の連絡調整会議では、当面この新方針を受け入れ、



①で検出した埴輪列と葺石



②における1段目斜面と転落した葺石の出土状況



②で検出した埴輪列と葺石

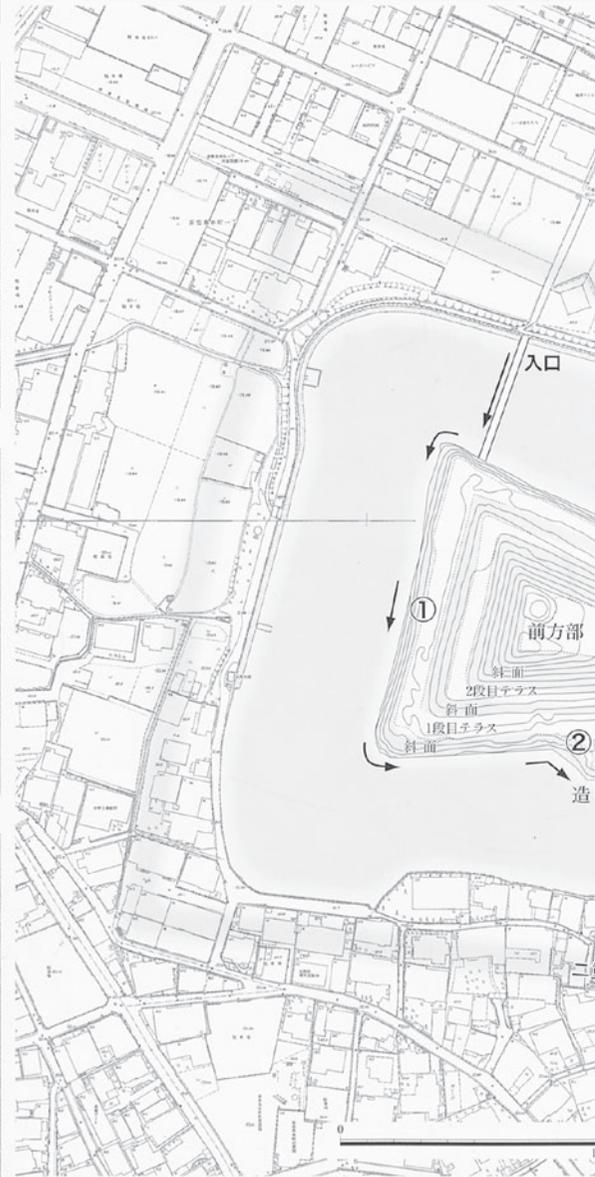


②で検出した転落した葺石と形象埴輪

調査の経緯

宮内庁では、百舌鳥陵墓参考地の裾周りが濠水の調査が計画されました。

堺市は、御廟山古墳の適切な保護・活用を行うため、両者が同時に調査を行うことにより、濠の落水をができるなどのメリットがあるため、平成20年10月



浸食によって崩落が進行していることから、護岸整備工事の実施に先立ち、工事の工法を検討するための事前調

査、宮内庁管理地外の墳丘裾や濠内の遺構・遺物の状況を確認するための発掘調査を計画しました。

一度で済ませられることや、調査成果を共有することでより御廟山古墳(百舌鳥陵墓参考地)の理解を深めること
から宮内庁と堺市による同時調査を実施しています。



③における造り出しの様子



④で検出した2段目斜面の葺石



⑤の遠景 (奥に見えるのは2段目斜面の葺石)

それにもとづく立入りを実施しながら、残された問題の解決をひきつづき求めていく方向で合意した。

その結果、1箇所限定ではあったが、冒頭に述べた2008年2月の五社神古墳の立入り観察が実現したのである。これは従来の工事にともなう限定公開ではなく、学術上の必要性にもとづく学術調査に接近する第一歩ともいえる、新しいはじめての立入り方式を実現したものであったため、マスコミも大きく報道したのである。

五社神古墳への立入りは16名に限定されたが、実際はその数倍にのぼる研究者・市民が集まった。幸い五社神古墳の場合は、柵の外側にそってほぼ全周できる通路があるので、中に入れなかった参加者も柵の外を一周して観察することができた。数人の右翼団体が立入りは皇室の尊厳を侵すとして宮内庁や学協会に抗議に来る一幕もあったが、立入りは無事に終わった。また、あくまでも調査ではなく見学だという建前ではあったが、立入り参加者の言によれば、図面と現地の照合ができたこと、実際に観察することで墳丘の規模、形状、構造、周濠や造出しなどについて確認できたことは大きな成果であり、立入り調査の重要性を示したものとえよう。また、墳丘裾に新たに円筒埴輪を発見する成果もあり、墳丘裾の位置確認に役立ったという。

4月5日には、16学協会主催のシンポジウム「『陵墓』研究のいま」が奈良市で開かれ、約350人が参加した。市民の方々も含めての関心の高さがうかがわれるとともに、今後の陵墓公開運動を市民とともにすすめる方向性が明らかになったといえよう。

5. 市民にも公開された百舌鳥御廟山古墳の限定公開

2006年度、07年度と続いて行われなかった限定公開が、2008年度は堺市の百舌鳥御廟山古墳で11月28日に行われた。百舌鳥御廟山古墳は、墳丘部は百舌鳥陵墓参考地として宮内庁が管理し、周濠部分は灌漑用水として住民が利用していた関係で地元財産区の所有となっている。古墳の保全整備工事を行うにあたっては、墳丘部と周濠部とをあわせて同時に工事を行う必要があり、そのため、事前調査も宮内庁と堺市教育委員会が同時並行で行うことになった。そのような経緯があり、公開する場合に、堺市の管轄部分だけを公開するわけにはいかないので、宮内庁管轄部分もあわせて市民に公開されることになったのである。堺市はそのために多色刷りの資料

をつくり、市民に配布した(図参照)。特別の事情ということもあってとはいえ、陵墓が市民に公開されたのははじめてのことであり、陵墓が文化財として地域住民に活用されていく方向を示したものともいえる。今後の陵墓公開のありかたに一石を投ずる成果だったといえよう。

6. これからの陵墓公開運動

2009年は限定公開30年を迎えることになる。これまで述べてきたように、この5年間に一定の前進があったことは間違いない。しかし、本来、学協会が求めてきたものには、まだまだ距離があることも現実である。最近の大きな前進を生かし、一步一步さらに前へ進めていくためには、学協会だけの運動におちいることなく、文化財を保存し、市民に公開し、生活のなかに活かすという観点から、市民合意にもとづき市民とともに進む運動へと、いっそう発展していくことが求められているのではないだろうか。

16学協会も、2008年4月に五社神古墳をめぐるシンポジウムに市民の参加も意識しながらとりくんだが、2009年2月には、五社神に続く二度目の立入りが行われる予定であり、限定公開30年記念行事ということも意識しつつ、ふたたび春には市民むけの報告も兼ねたシンポジウムを開催する予定である。現場教員の方々にもぜひ関心を寄せていただき、今後の陵墓公開運動の前進にむけてのご協力を、この場を借りてお願いしたいと思う。

(本稿執筆にあたって、歴史学研究会日本古代史部会「陵墓」問題シンポジウム資料「『陵墓』問題と歴史学研究」、16学協会編『百舌鳥御廟山古墳検討資料』などを参考にさせていただいた。記して感謝申し上げる。)